

判例研究 3

賃借中の機械の修理を依頼した者が無資力となつた場合と修理者の機械所有者に対する不当利得返還請求

最高裁昭和45・7・16一小法廷判決（昭和40(オ)1345号，不当利得返還請求事件）判例時報602号52頁

土 田 哲 也

不当利得の成立要件である損失と利得の因果関係について、従来の判例は、直接の因果関係がなければならずとし、具体的には、MがXから騙取した金銭で債務の弁済をした事案について被騙取者Xと弁済受領者Yとの間に不当利得が成立するかという形で論じてきた。本事案は、利得の客体が従来の事案のように金銭ではないこと、XはMに対して修理代金債権を有するにもかかわらずMが倒産してそれが無価値になったことを理由として修理物の所有者Yに修理代金相当額の不当利得返還請求をしたという点で特色を有する。本判例は、このような先例のない場合について直接の因果関係があるとして不当利得の成立を認めたものであり、因果関係論としてきわめて注目に値するものである。また、本判例は少なくとも結果としていわゆる転用物訴権を認めたといえるが、不当利得の類型として肯定すべきかどうかは学説上争いのあるところであり、この点でも不当利得法理に重要な問題提起をしたものとして注目される。

〔参照条文〕 民法703条

〈事実〉 昭和38年11月20日頃訴外M（会社）がブルドーザーをその所有者 Y（会社）（被上告人）から賃借したが、修理を要するので同年12月3日X（会社）（上告人）に修理を依頼した。Xは主クラッチ、オーバーホールほか514,000円相当の修理をして同月10日これをMに引渡した。その後2カ月余にしてMは修理代金未払のまま倒産した。Yは昭和39年2月貸借契約を解除してブルドーザーをMより引き揚げた上、同年5月代金170万円を他に転売した。

そこでXは、YはXの財産および労務により修理代金相当の利得を受けXはそれ相当の損失を受けたとして、代金相当額の不当利得返還請求をした。

これに対し一審、二審判決とも、Yの受けた利益とXの蒙った損失との間にはMとXとの間の修理請負契約が介在しているので因果関係が存在せず、不当利得返還請求は認められないとした。

《上告理由》 (1)Mがこの機械を借り受けたときには既に損傷が存在していた公算が大であり、したがってYとしては賃貸当時修理の必要があることを予見していたか又は予見し得べかりし事実があった。(2)XはMから修理の依頼を受けたとき、修理費はMが負担すべきであるとのMY間の約定の存在も、機械の所有者がYであることも知らなかった。(3)Xが機械を修理してからMが倒産するまでは僅か2カ月余であるので、修理による機械の増価値は引揚げ当時現存していたはずである。(4)Xの損失とYの利得との間に因果関係がないということになれば、賃貸人は第三者に貸与、第三者に修理を他に依頼させ引揚げ回収することを繰返すことにより、修理請負業者に損失をかけても所有機械はその度毎に修理されて増価値し、何の損失も被らずに無限に賃貸業を継続できることになるし、直接修理を依頼せずに無資産の第三者に修理を依頼させれば、修理代金も利得金の支払義務もないことになる。そして修理請負業者は、修理依頼者の所有者に対する不当利得返還請求権を代位しようとしても、修理依頼者が所有者に債務を負担していると相殺されるので請求できず、また、修理依頼者の所有でないと動産保存の先取特権の行使もできず、依頼者が無資産の場合は留置権の行使のみが債権担保の唯一の方法となる。そして留置権を行使しなかったならば、もはや機械自体に対する遂求もできなくなる。Y所有の機械の増価値という厳然たる事実があるに拘らず、Yは契約の外にいるという一事によって何らの義務も負担しないということは、社会通念上不公平でありかかる場合にはYに不当利得ありというべきである。

《判旨》 破棄差戻。「原判決引用の一審判決の認定するところによれば、上告人のした修理は本件ブルドーザーの自然損耗に対するもので、被上告人はその所有者として右修理により利得を受けており、また、右修理は訴外会社の依頼によるもので、上告人は同会社に対し514,000円の修理代金債権を取得したが、同会社は修理後間もなく倒産して、右債権の回収はきわめて困難な状態となったというのである。

これによると、本件ブルドーザーの修理は、一面において、上告人にこれに要した財産および労務の提供に相当する損失を生ぜしめ、他面において、被上告人に右に相当する利

得を生ぜしめたもので、上告人の損失と被上告人の利得との間に直接の因果関係ありとすることができるのであって、本件において、上告人のした給付（修理）を受領した者が被上告人でなく訴外会社であることは、右の損失および利得の間に直接の因果関係を認めることの妨げとなるものではない。ただ、右の修理は訴外会社の依頼によるものであり、したがって、上告人は訴外会社に対して修理代金債権を取得するから、右修理により被上告人の受ける利得はいちおう訴外会社の財産に由来することとなり、上告人は被上告人に対し右利得の返還請求権を有しないのを原則とする（自然損耗に対する修理の場合を含めて、その代金を訴外会社において負担する旨の特約があるときは、同会社も被上告人に対して不当利得返還請求権を有しない）が、訴外会社の無資力のため、右修理代金債権の全部または一部が無価値であるときは、その限度において、被上告人の受けた利得は上告人の財産および労務に由来したものであるということができ、上告人は、右修理（損失）により被上告人の受けた利得を、訴外会社に対する代金債権が無価値である限度において、不当利得として、被上告人に返還を請求することができるものと解するのが相当である（修理費用を訴外会社において負担する旨の特約が同会社と被上告人との間に存したとしても、上告人から被上告人に対する不当利得返還請求の妨げとなるものではない）。

《研究》 1. 本判例の骨子は次のようである。Xの修理は、Y所有のブルドーザーに対するもので、Xの損失（提供された財産および労務相当のもの）とYの利得（修理による増価値分）との間に直接の因果関係があり、そのことは、賃借人Mが修理を依頼しMがXの給付（修理）を受領したのであっても変りはないこと、また、XがMに修理代金債権を有しており、一方で修理代金はMが負担する旨のMY間の特約があっても、Mが無資力となれば、XはYに対して不当利得返還請求ができるということである。以上のことから、本判例には、Xの損失とYの利得との間に因果関係の直接性を認めるべきかどうか、XM間の契約によってYが利益を受けた場合XからYに対する返還請求を認めるべきかどうかという2つの中心的な問題があることが指摘できる。

2. まず因果関係の直接性をめぐる判例・学説の動向を整理してみよう。因果関係の直接性について判例は、MがXから騙取した金銭でYに対する債務の弁済をした場合、Yは

(1) 一般に転用物訴権（*actio de in rem verso*; *Versionsklage*）といわれる場合である。但し、転入財産取戻の訴もしくは転入利益返還請求訴権と訳すべきだとの見解（谷口・「不当利得に関する一般原則」フランス判例百選112頁）もある。

Xに対して不当利得したことになるかどうかという問題の判断基準の1つとして論じてきた。

当初判例は、因果関係の存在は、「取引上ノ觀念ニ從ヒ確認シ得ラル」れば足るとした。⁽⁴⁾これは、Xが所有権を主張する係争白米の換価金をMが質権者Yに弁済として交付した事案で、大審院が、換価金が金庫に供託されても白米の代表物と認められる以上なお特定性を有するので、白米の所有権がXにあるとすれば換価金もXの所有に帰すべきものであり、それを領収したYはXの損失によって利得したものであると判断をした際の前提としてのべたものである。ところが、Xが白米の所有者かどうか吟味すべしとして差戻された原院が、Xは所有者でありしたがって白米の換価金をMから債権の弁済として受領したYは他人の物をもって弁済を受けたので不当利得したと判示したのに対し、大審院は、Yが弁済として受領した金銭につき即時取得すればXは不当利得として返還請求できないのだから、その要件を具備したかどうか審理すべきだとして再び破毀差戻している。⁽⁵⁾

その後大審院は、損失と受益の間には直接の因果関係の存在が必要であるとした。まず、MがYおよびAの名義を冒用してYを借主としMおよびAを連帯保証人とした偽造証書を差し入れてXから金員を騙取し、それでYのBに対する債務を弁済した事案では、大審院は、「他人ノ損失ト受益者ノ受益トハ直接ノ因果関係アルコトヲ要ス。若シ其受益ノ発生原因ト其損失ノ発生原因トカ直接ニ関連セスシテ中間ノ事実介在シ他人ノ損失ハ其中間事実ニ起因スルトキハ、其損失ハ受益者ノ利益ノ為メニ生シタルモノト謂フコトヲ得サルヲ以テ、受益者ハ其他人ニ対シ不当利得返還ノ責ニ任スルコトナキモノトス」として、次のように判示した。「Xカ損失ヲ被ムリタルハMノ騙取行為ニ因リタルニシテ、Yカ債務免脱ノ利益ヲ得タルハMノ弁済行為ニ因リタルモノト謂フヘク、即チYノ受益トXノ損失トノ間ニハMノ独立ナル行為介在シ直接ノ因果関係ナキモノナレハ、YトM間ニ不当利得ノ問題ヲ生スルハ格別YハXニ対シ不当利得返還ノ責ニ任スヘキモノニアラサルナリ」と。⁽⁶⁾

(2) この問題をめぐる判例の動向については、谷口（判例評論106号121頁）、星野（法協85巻3号455頁）、明石（民商57巻4号581頁）の各教授による、最判昭和42・3・31民集21巻475頁の判例批評に要領よくまとめられており、本評釈はこれらに負うところが多い。

(3) この問題の解決には、他に民法192条による所有権取得の成否、法律上の原因の有無、利得の存否の1つもしくは2つの理由も用いられている。なお因果関係を論じたのは、時期的には大正から昭和の初めの判例に集中している。

(4) 大判明治44・5・24民録17輯330頁。

(5) 大判大正元・10・2民録18輯772頁。

(6) 大判大正8・10・20民録25輯1890頁。

て、債務弁済の事案ではないが、同じ理論構成で不当利得の成立を否定した判例⁽⁷⁾がある。

他方、前記大判大正8・10・20の判旨に従いながら反対の結論を示したものがある。すなわち、Y村の村長Mが村有金を横領費消していたため、Aに対するY村の債務の弁済に窮して擅に村の名義を冒用してX銀行から金円を借り入れ、その一部で上記Y村の債務を弁済した事案と、MがYの印章を偽造しYの代理人と詐称してXから金円を借り入れたが、Yの追認を得られないままその一部でYのAに対する債務を弁済した事案では、大審院はいずれも次のように判示した。XはMに所有権を取得せしむる意思はなく、Yとの間に消費貸借契約を締結する意思であったところ、Mは代表権限もしくは代理資格を冒用して自己に金円を騙取したものであるから、(XY間の)消費貸借契約は無効であって、交付された金円は、他に特別の事情がない限り依然Xの所有である。したがって、MがX所有の金円でYへの債務の弁済に充当したのであれば、Xの損失とYの利益とは直接の因果関係を有するというものである。また、Mが代理権なくしてXから金銭を借り入れ、Yに対する自己の債務の弁済に充当した事案と、Mが代理権の範囲を逸脱してXに売買契約の周旋をし、受領した代金の一部を本人Yに交付した事案では、大審院は、MがXより受取った金銭の所有権を(例えば混同によって)取得せずにYに交付したのであれば、X所有の金銭をYが受領したこととなり、Xの損失とYの利得とは直接の因果関係があるといえるので、Mの所有権取得を審究すべきだとして、Mの行為による利得のゆえをもってYの不当利得の成立を否定した原審判決を破棄している。

以上因果関係を論じた判例をまとめてみると、中間者(騙取者)の行為という「事実」

(7) 大判昭和8・3・2民集12巻295頁。事件の概要は次のようである。Mが酒造税を滞納したためその所有株券が差押えられようとしたので、Xが滞納金の一部を代位弁済し、それによって差押が解除され、Mの債権者Yも株券について担保喪失によって受くべき損害を免れた。YがXに貸金請求をしたのに対し、Xが、Yは担保喪失を免れたことによる利得があるので、それを内容とするYに対する不当利得返還請求権をもって相殺する旨の抗弁をしたものである。判旨は、Xの滞納金支払は、Mの債務消滅の原因たるに止まり、Yが担保喪失を免れた直接の原因をなすものではなく、Yが担保喪失を免れて利益を得たのは税務署のなした差押解除の効力によるものであって、中間の事実が存在し、それによって利得を生じても不当利得ではないとしている。

(8) 大判大正9・5・12民録26輯652頁。

(9) 大判大正9・11・24民録26輯1862頁。

(10) 大判大正10・6・27民録27輯1282頁。

(11) 大判昭和2・7・4新聞2734号15頁。

の存在を問題とした大正8・10・20および昭和8・3・2の判決を除けば、他は、所有権が損失者X、利得者Yのいずれに帰属しているか、もっと端的に言えば、中間者Mが所有権を取得するか否かの判断を前提として因果関係もしくはその直接性の存否が認定されている。つまり、Xに目的物の所有権があれば、Yは他人Mを介してそれを取得したのであってもXに返還すべき関係にあることになり、そのことを指して、Xの損失とYの利得とは直接の因果関係があるといかえているにすぎない。これは結局、因果関係は直接でなければならないかどうかという抽象的形式的な問題ではなく、Yの利得が法律上の原因（所有権取得原因）を有するかどうかの問題になる。それゆえ因果関係は、所有者と利得者（非所有者）は誰かという当事者規定の問題としてだけ考えればよいことになり、このことはすでに類型論の立場から指摘されている。⁽¹⁴⁾

ところで、因果関係の直接性は所有者・利得者を確定する問題であるとする、もう一つの問題が派生してくる。すなわち、前掲の諸判例では、昭和8・3・2判決（金銭の取得はない）を除けば、すべて「金銭」の帰属が争われているが、金銭所有権はその占有移転と共に移転すべきだということが指摘されていたからである。⁽¹⁵⁾判例は、金銭についても即時取得や混同を論じていたが、学説の批判を受けて、「金銭の所有権は特段の事情のない限り金銭の占有の移転と共に移転する」とするに至ったので、⁽¹⁶⁾一応の結論は出たわけである。しかしその結果、金銭所有権の帰属は占有の移転の有無にかかると同時に、X—M—Yと交付された場合はX Y間の因果関係を論ずる実益はなくなった。このことを意識してか、その後金員騙取の事案について、最高裁は、因果関係の直接性にふれずに、⁽¹⁷⁾法律上の原因の有無の問題として処理するに至っている。

(12) 事実のつながりを問題にした点で他の判例よりは素直な因果関係論ではあるが、前者は金銭所有権を問題にしえたはずで、そうすれば他の判例と同様に処理できるのであり、また後者も、消極利益は誰に帰すべきかということがむしる実質的問題となっている。したがって、この2判例も、少なくとも実質的な法律論としては所有権帰属が問題となった事例としてとらえるであろう。

(13) 以下損失者をX、中間者をM、利得者をYと表示する。但し、常にXが正当な所有者という意味ではない。

(14) 広中・債権各論講義下巻384頁；川村・「不当利得における因果関係」判例演習・債権法2・139頁；なお、山田・「三角関係における利得返還請求権のための前提要件」（紹介）民商63巻2号297頁も参照。

(15) 我妻・物権法146頁；松坂・民法提要・物権56頁；同・「不当利得における因果関係」総合判例研究叢書民法(13)17頁など。

(16) 最判昭和29・11・5刑集8巻11号1675頁。

(17) 前掲最判昭和42・3・31民集21巻475頁。なお、前注(2)に挙げた各評釈参照。

一方学説においても、因果関係は直接でなければならないかどうか論じられており、直接の因果関係の存在を要求する説と、社会観念上連絡の認められるものをもって足り直接なることを要せずとする説とがある⁽¹⁸⁾。その場合、議論の中心は、XM間およびMY間の2個の行為による財産移転を、「同一の事実による移転」とみなしうるかどうか、或いは「同一の財産的価値の移動を目的とするものとして統一的に把握しうる」かどうかということにある。しかし、このことは具体的事例に即してみると、Xに所有権があれば同一の事実もしくは同一の財産的価値の移動を目的とする行為による財産移転とみなして因果関係ありとし、Yに所有権が移転していればそれを否定するということであるから、因果関係が直接かどうかという議論も、目的物の所有権がXYいずれにあるかという判断の「表現」の問題にすぎないといえよう。したがって、因果関係の問題は、所有者と利得者（非所有者）が誰であるか、いかにすれば所有権はいずれの当事者に帰属すべきであるかを確定することであると考えればよいことになる。それゆえ因果関係は、所有権にもとづく利益が帰属すべき者とその事実上の帰属者とを結びうるように相当程度存在すればよく、それをどう表現するかは重要なことではなく、直接であるといおうと、社会観念上連絡があるといおうといずれでもいいのではなからうか。

3. 以上のような因果関係論の動向の中で、本判例はどう位置づけるべきであろうか。まず本判例の特色をあげてみると、第1に、本件で争われている「受益」は金銭ではなく、修理代金債権の内容、すなわち材料と労務の財産的価値であることで、そこに従来の判例とは異質な点がある。ただ、増価値分＝修理代金債権額とはいえないであろうから、増価値分をどれだけに見積りうるかの問題が残る。判旨が、XのMに対する債権が実質的にいかなる限度で価値を有するかを審理すべしとしたのがこの趣旨だとすれば首肯しうる。

第2に、判旨は「直接の因果関係」を認めているが、それが2個の債権関係の関連性という形式論ではなく、率直に修理によって生じた財産的価値の帰属を問題にしたことがあげられよう。なぜならば、修理によって生じた増価値分のYによる取得がMY間では正当とされ、またXに対する反対給付としての修理代金はMが負担する旨の特約が存在しても、他方、Xの給付がXM間の債権関係にもとづいてMに対してなされたとしても、Xの修理代金債権が無価値になるときは、増価値分はXに帰属させられるべきであるとされて

(18) 詳細については、松坂・不当利得論247頁以下；同・事務管理・不当利得51頁；同・前掲総合判例研究叢書19頁以下など参照。

おり、結局、受益＝増価値分の所有者への帰属を問題にしているからである。したがって、判旨が因果関係の問題を所有者と非所有者の確定を論ずることとしてとらえている点では、実質的には従来の判例理論を踏襲したものといえようし、また理論的に妥当な姿勢といえよう。

ただ、判旨には修理による増価値分がなぜXに帰属すべきかが説明されていないので、形式的には論理の欠落があるといえるのではなかろうか。この点に関しては加工を論ずべきではなかったかと思う。もっとも、判旨がYの受けた利得はXの損失および労務に由来したものであるといっているのは、加工を意識してのことかもしれない。ところで、加工の成立について通説・判例は、新たな物の成立を必要とするので、本件においても、修理だけではXがブルドーザーの所有権を取得することは認められないであろう。しかし通説によっても、他人の材料に工作を加えその価値を増加せしめたときは、新たな物が生じなくても不当利得の問題はおこるとされており、そもそも「添附の制度は、物権法的要請より認められたものであり当事者間の実質的な不公平を正当化するものではない。本条（民248条）はこれを明らかにした点で意味をもつ」といわれている⁽¹⁹⁾。したがって、所有・非所有の問題としては、Yが取得した修理によるブルドーザーの増価値分は法律上の原因ある利得ではないことになるので、まさにYの不当利得が論証されるわけである。但し、添附を論ずるにはもう一つ理論的な処理が必要である。つまり、Xの給付はMとの契約にもとづくものであり、それはMに帰属すべきであるから、Xに帰属すべきだといえるためには、X・M間の契約を債務不履行を理由として契約を解除してMへの給付を原因にもとづかないものとする必要があるからである。

4. 次に、Xが、Mに対して修理代金債権を有するにもかかわらず、実質的な受益者たるYに対して直接不当利得返還請求を提起しうるか否かの問題を考察してみよう。

肯定する谷口教授は次のように説いている。「不当利得の請求の可否の判断にあたっては、利得と損失との因果関係の直接、間接を問わずに、利得損失の存否並に範囲の認定と、利得の不当性、原因の存否の判断を適当に行うことによって具体的に妥当な解決を得べき

(19) 例えば、大判大正8・11・26民録25輯2114頁は、「加工ハ他人ノ動産ニ工作ヲ加ヘ之ヲ新ナル物件ト為ス事実ナレハ単ニ自己カ他人ノ動産ニ付キ材料ヲ供シ之ニ次修繕ヲ加ヘタルニ過キサル事実ヲ目シテ加工ナリト云フ得サルコト言フ竣タス」とのべている。

(20) 五十嵐・注釈民法(7)300頁。なお、295—296頁も参照。

である。⁽²¹⁾XY間の利得過程にMが介入している場合に、YがMに対する関係において利得の法律上の原因（親族家族関係、売買、贈与、賃貸借委任其他の契約原因、或は債務弁済、債権取得等）を有することがあっても、Xに対する関係に於て必ずしも之を有するものではない。その場合でもYはXに対して不当利得責任を負い得る。そして、XのYに対する請求権の存在が、論理的にXのMに対する請求権或はMのYに対する請求権の存在と相容れないという風に解すべきではなく、従ってXがMを訴えてMの無資力等により損失の回復を得なかつた場合に始めてYを訴え得ると解する要なく、始めからYを訴えることが出来ると解すべきである。⁽²³⁾たまたその際Xの態度を審査し、その過責（XのMに対する信頼や予期についてのXの過失）⁽²⁴⁾を評価しXの現実の損失を認定して返還さるべき利得額認定に之を斟酌しなければならぬ⁽²⁴⁾として、Xの救済の要否・範囲も同時に考慮してXY間の調整を図るべきだとする。また、松坂教授も、「XがMに対し契約上の訴権を有する限り、直接Yに対し不当利得返還請求権を有しない。唯だ例外として契約上の訴権がXの過失によらずして消滅に帰し、または無価値となった場合には、これを認めてもよいのではあるまいか⁽²⁵⁾」とし支持している。

これに対して磯村教授は、「転用物訴権の特色は、給付者は有効な契約に基いて給付し従って形式的な受益者は契約の相手方だが実質的な受益者は第三者だという点にある。従って、これを不当利得として承認する際には二つの困難が生ずる。それは実質的に契約の危険は契約者が負担すべきであるという原理（資本主義的 Berechenbarkeitの要求に対応する）の修正を意味し、これを一般的な形で肯定するとなるとふたたび早期普通法の無限的な利得原理へ逆転するおそれがある。第二に形式的・法論理的にいて、損失者の給付が有効な契約に基いていることはこれを目的（原因）を欠く給付として「不当性」を構成することが困難である。わが民法のもとでも一定の諸関係（とくに家族・不動産賃貸・事務管理関係等）においてこの類型を承認する必要はあろう。ただこれを承認する際にはその類型を明確にし、その限界を具体的に規定することから出発することが必要である⁽²⁶⁾」と問題

(21) 谷口・不当利得の研究233—234頁。

(22) 説明の都合上、甲丙乙とあるをXMYと表示し直して以下引用する。

(23) 谷口・前掲234—235、239、247頁。本件類似の具体例としては、いわゆるブウディエ事件を引用している（246頁）。この事件およびそれ以後のフランスにおける動向についての解説として、フランス判例百選112—114頁参照。

(24) 谷口・前掲238—239頁。

(25) 松坂・不当利得論253頁；同・事務管理・不当利得55頁；同・総合判例研究叢書42頁。

(26) 磯村・「不当利得」法律学150講・民法（債権法）11・法学セミナー—23号21—22頁。

点を指摘し、対応する方向としては、「一は達成しようとする実質的目的自体は是認するが、『方式化』そのものは不相当として斥け（とくに間接給付の場合において）別の観点から構成しようとするのであり、他は転用物訴権を一定の要件のもとに不当利得法に受容する試み」をすることであるとしている⁽²⁷⁾。また、広中教授も同じ問題意識で、「それを認めないのが正当である」としている⁽²⁸⁾。

一方本件類似の事案に関する判例としては、消極に解した次の下級審判決がある⁽²⁹⁾。それによると、「請負人（X）等の改装工事により建物の価格の増大が認められるとしても、Xは請負契約により賃借人（M）に対し工事代金債権を有し、この債権がX等の改装工事に投じた金銭及び労務の対価をなす関係にあるのであるから、X等は工事施行により何等の損失を受けているものではなく、ただMにその支払能力がなく又はその債務不履行により事実上損失を生じているにすぎず、損失は工事による価値の増加によって所有者（Y）が利益を受けたために生じたものとはいえない」というものである。

私は次の理由から否定説を支持したい。第1に、Mが無資力のため債権が無価値化することによるXの損失は、「契約の危険は当事者が負うべきだ」という主張、また、Mの債権者として契約を解除し目的物を引き揚げて然るべき処置をとったXの方が「より勤勉な債権者として保護さるべきだ」という主張に照して、Xが甘受すべきだという方が、債権関係の説明として論理的であるからである。第2に、Xの給付は原因にもとづくものであり、Yの受益もMとの債権関係を媒介として取得したものであって、Yの受益の不当性は論証しにくいと思われるからである。そして修理代金はMが負担する旨の特約が存在していれば、一層Yの受益の不当性は説明しえなくなる。少なくともXM間の契約関係を解消し

(27) 磯村・「カメラ・不当利得」法学論叢63巻3号129, 133頁。そこでは、前者の方向をとるものとしてカメラ、後者の方向をとるものとしてエヴァルト、ヘーデマンが挙げられている。否定の立場に立っているドイツ民法をめぐる議論は、わが民法の適用についても役立つであろう。

(28) 広中・前掲382, 386頁。

(29) 東京地判昭和30・10・18下民6巻10号2194頁。この判例についての因果関係論からの検討については、衣斐・「不当利得における因果関係」法学雑誌16巻2・3・4号29頁以下参照。また判旨と同様の見解として、山田・前掲298頁がある。そこには、「一般には物について必要的に生じた修繕費用はA(M)が支弁すべしとの明示あるいは黙示の契約がA—C(Y)間でなされていよう。仮りにそのような取極めがA—C間でなされていなくても、B(X)はAに対して請負契約から生ずる報酬請求権を有するから、Bは何ら財産犠牲を蒙らない」とのべている。

(30) 「相殺とその担保的機能」に関するシンポジウムでの星野教授の発言である。私法28号66頁以下に収録。なお、星野・前掲461頁も参照。

て、Xの給付は無原因のものしたがってXに帰属すべきものとしなければ、Yの受益の不当性は説明できないはずである。判旨は不当性の問題にはふれていないが、重要な論点である。直接の因果関係があるというだけでは理論的説明にはならないと思われる。第3に、Xの救済方法は他にも考えられるからである。例えば、XM間の契約関係を解消すれば、増価値分の所有関係の問題として民法248条を適用しうる。あるいはもっと積極的に、事情によっては三者間に代理関係を擬制したり、XY間の事務管理として端的に二当事者間の問題にすることも可能だからである⁽³¹⁾。

5. 最後にMの費用償還請求権にふれておきたい。賃貸人が特約によって民法606条による修繕義務を免れることができることについては、判例・通説に異論をみない⁽³²⁾。ただ特約の内容が具体的にどの程度認められるかは問題であるが、本件の場合修繕は自然損耗に対するものとされているので、いわゆる小修繕の範囲とみてよく、Yの修理義務を免除し修理費はMが負担する旨の特約は有効とみなしてよい。そしてYが目的物を引き揚げ、その結果として修繕による増価値分を対価なしに取得しても差支えないといつてよいであろう。一方Yの民法608条による費用償還義務であるが、判例・通説はこれも特約によって免除ないし軽減することができるとする⁽³³⁾。MYがここまで特約で決めているかどうかは分からないが、ともかくこの費用償還はYに修繕義務があることを前提とする。したがって、Yの義務免除の特約が有効だとすれば、Mの費用償還請求およびXによるその代位行使は認められないであろう。判旨も修理費用負担の特約があるときは、XはYに不当利得返還請求はできないとする。しかし、Xの債権が無価値になると即修理によるYの受益が不当利得となるとする。したがって判旨によれば、結局MY間の特約の存否は何の考慮を払う必要もないことになるが、はたしてそうであろうか。この点でも論理の断絶を感じずにはいられない。

本判例は、不当利得論に新しい素材と論理を提供したものとして注目されるが、直接の因果関係があるというだけで不当利得を認めたのは問題である。損失と受益という実質に目を奪われるあまり、XM間、MY間の債権関係とのかかわりをどうとらえるかという説明がなされていない。その意味で残された問題は多く、今後の判例の動向に注目したい。

本判例については、可部恒雄調査官の解説（法曹時報22巻11号145頁）がある。

(31) このことを示唆するものとして、衣斐・前掲39頁以下参照。

(32) 渡辺・注釈民法(15)183—184頁参照。

(33) 渡辺・前掲195—196頁参照。